

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社新井組(兵庫県西宮市池田町12-20)[1000000121]
2. 資格登録停止措置の期間
令和6年8月2日 ~ 令和6年8月15日(2週間)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、令和6年4月8日「新湘南バイパス 赤羽根高架橋西コンクリート橋耐震補強工事」(東京支社発注)において、吊足場の設置作業中、作業員が高所作業車のデッキの手摺と主桁の間に頭部を挟まれ負傷する事故を生じさせた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)